

# お知らせします。 2つの給付金。

- 平成26年4月から消費税が8%へ引き上げられました。低所得者及び子育て世帯への負担の影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。
- 給付金の受給には平成26年1月1日時点で住民票がある市町村へ申請する必要があります。
- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

## 臨時福祉給付金

### ○支給対象者

平成26年度分の市民税が課税されていない方が対象です。ただし、

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
  - ・生活保護の受給者である場合 など
- は除きます

### ○支給額

・1人につき10,000円。下記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算。

《加算対象者》

- ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。



## 子育て世帯臨時特例給付金

### ○支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

### ○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、

- ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
  - ・生活保護の受給者となっている児童 など
- は除きます。

### ○支給額

・対象児童1人につき10,000円

